大阪市汚泥処理施設整備運営事業
事業契約の内容について

大阪市は、「大阪市汚泥処理施設整備運営事業」（以下、「本事業」という。）の事業契約を締結したため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第３項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

令和 5 年 3 月 20 日

大阪市長　　松井　一郎

１　公共施設等の名称及び立地

① 名称

ア　舞洲スラッジセンター

イ　平野下水処理場

② 立地

ア　舞洲スラッジセンター：大阪市此花区北港白津２丁目２－７

イ　平野下水処理場　　：大阪市平野区加美北２丁目６－６９

２　選定事業者の商号又は名称

大阪市中央区南船場一丁目 14 番 10 号

ウォーターネクサス OSAKA 株式会社

代表取締役　　高橋　正章

３　契約期間

令和 5 年 3 月 20 日から令和 30 年 9 月 30 日まで

４　契約金額

112,420,000,000 円（税込）

５　公共施設等の整備等の内容

ア　舞洲スラッジセンター

施設名	処理方式	処理規模
汚泥脱水施設	低動力型高効率遠心脱水機	60 ㎥/h × 4 台
脱水分離液処理施設	アナモックス反応を利用した窒素除去法	最大 3,850 ㎥/日
汚泥資源化施設	低動力低燃費型気泡式流動炉	最大 250t/日 × 2 基

イ　平野下水処理場

施設名	処理方式	処理規模
汚泥脱水施設	低動力型高効率遠心脱水機	40 ㎥/h × 4 台
脱水分離液処理施設（既設）	アナモックス反応を利用した窒素除去法	最大 1,350 ㎥/日
汚泥資源化施設	低動力低燃費型気泡式流動炉	最大 150t/日 × 2 基

６　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（甲：大阪市建設局、乙：ウォーターネクサス OSAKA㈱）

第 82 条　（甲の事由による解除）

甲は、本事業の実施の必要がなくなった、又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に乙に通知のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第 83 条　（乙の債務不履行等による解除）

次の各号の一に該当するときは、甲は、特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ 甲が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき乙から甲が満足する説明が得られないとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。

(2) 引渡済の本施設について、建設期間中維持管理・運営業務の開始日から 60 日が経過しても建設期間中維持管理・運営業務の着手ができないとき又は建設期間中維持管理・運営業務の開始日から 60 日以内に建設期間中維持管理・運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(3) 維持管理・運営業務開始日から 60 日が経過しても維持管理・運営業務の着手ができないとき又は維持管理・運営業務開始日から 60 日以内に維持管理・運営業務に着手でき

る見込みがないことが明らかであるとき。ただし、乙の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(4) 乙が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。

(5) 乙が、建設期間中維持管理・運営業務実施報告書又は維持管理・運営業務実施報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。

(6) 乙が本契約上の義務に違反し、かつ甲が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が解消されないとき。

(7) 落札者が本事業に係る入札手続において重大な法令の違反をしたとき。

(8) 基本協定が解除されたとき。

(9) 乙が次のいずれかに該当したとき。

ア　乙又は乙の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　乙又は乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　本契約にかかる下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がアないしオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　本契約にかかる下請契約等に当たって、アないしオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク　本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき、又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(11) 乙が第84条第1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(12) 前各号に規定する場合のほか、乙が法令等又は本契約に違反し、その違反により本事業の目的を達することができない又は本事業を継続することが適当でないと甲が認めたとき。

2　甲は、前項各号に定めるところのほか、第 60 条及び第 72 条の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、乙が実施する建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、第 60 条及び第 72 条の定めるところに従って乙に対してその是正を勧告するほか、別紙 7 の定めるところに従い本契約の全部又は一部を解除することができる。

第 84 条　（甲の債務不履行による解除等）

乙は、次の各号の一に該当するときは、乙は、本契約の全部を解除することができる。

(1) 甲が本契約上の義務に違反し、かつ乙による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しない場合

(2) 第 117 条の規定により入札説明書等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。ただし、変更が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2　甲が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（1 年を 365 日として日計算とする。）を乙に対し遅延損害金として支払う。

第 85 条　（不可抗力事由に基づく解除等）

甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。

2　甲は、不可抗力事由により本契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議の上、本契約を変更し、又は本契約の一部又は全部を解除することができる。

第 86 条　（法令改正等が行われた場合等の解除等）

本契約の締結日以後に法令改正等が行われた場合、又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、甲は、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

7　契約終了時の措置に関する事項

本事業に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（甲：大阪市建設局、乙：ウォーターネクサス OSAKA㈱）

第 81 条　（契約期間）

本契約は、次項に定めるところに従ってなされた協議において別段の合意がなされない限り、本契約成立日を始期とし、別紙 2 記載の本事業期間終了日を終期とする期間において効力を有し、当事者を拘束する。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、本契約の解除後第 91 条に基づく当事者の義務その他本契約の解除に伴い当事者が履践すべき義務の履行が完了した日を以て終了する。なお、当該期間の満了後も当事者を拘束することが企図された規定については、この限りでなく、当該規定の定めるところに従うものとする。

2　甲及び乙は、本事業期間終了後における本施設の維持管理・運営に関し、別紙 2 記載の本事業期間終了日の 3 年前より協議を開始する。

3　前項の定めるところに従って実施される協議において、甲と乙との間で維持管理・運営期間終了後における維持管理・運営に関して協議が調わない場合、乙は、維持管理・運営期間終了の 3 ヶ月前までに、本施設に関する最新の維持管理・運営状況に基づく引継書を甲又は甲の指定する第三者に対して交付のうえ、甲又は甲の指定する第三者に対し、必要な技術指導を行うほか、本施設を継続使用できるように維持管理・運営業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ乙が用いた維持管理・運営に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するなどして維持管理・運営業務を引継ぐ。

4　乙の責めに帰すべき事由により、別紙 2 記載の本事業期間終了日までに前項に定める引継ぎが完了しない場合においては、甲は、第 73 条に定める追加費用及び損害の支払とは別に、損害金の支払いを乙に請求することができる。

5　前項の損害金の額は、サービス対価 C につき、遅延日数に応じ、別紙 2 記載の本事業期間終了日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

第 87 条　（引渡日前の解除の効力）

引渡日（同日を含まない。）前に第 82 条ないし第 86 条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、甲及び乙は、次の各号に定めるところに従って、本施設（出来形部分を含む。以下同じ。）を取り扱う。

(1) 第 83 条に定めるところにより本契約が解除された場合で、甲が当該解除後に本施設を利用するときは、甲は、乙の費用負担において、甲による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち乙に所有権が帰属している部分を乙から買い受け、引渡しを受けること若しくは当該部分についての施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うこと

ができる。甲が合格部分を買い受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、甲は、その対価の支払債務と、第 90 条第 1 項及び同条第 3 項に定めるところの乙に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより乙に対して支払う。また、これにより甲のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に甲による完成確認が完了している本施設については、甲は乙に対して、サービス対価 A のうち当該部分に相当する額を、別紙 3 に定めるところに従い支払う。

(2) 第 82 条又は第 84 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、甲は、自らの費用負担において、甲による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち乙に所有権が帰属している部分を乙から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行う。この場合、甲は乙に対して、その対価及び第 90 条第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に甲による完成確認が完了している本施設については、甲は乙に対して、サービス対価 A のうち当該部分に相当する額を、別紙 3 に定めるところに従い支払う。

(3) 第 85 条又は第 86 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、甲は、自らの費用負担において、甲による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち乙に所有権が帰属している部分を乙から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行う。この場合、甲は乙に対し、その対価に支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に甲による完成確認が完了している本施設については、甲は乙に対して、サービス対価 A のうち当該部分に相当する額を、別紙 3 に定めるところに従い支払う。

(4) 前各号に定めるところの検査に際して甲が必要と認めるときは、甲は、その理由を事前に乙に対して通知したうえ、非破壊検査にて又は本施設を最小限度破壊して検査することができる。

(5) 合格部分のうち乙に所有権が帰属している部分の評価額については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項にかかわらず、引渡日前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的である

と甲が判断したときは、甲は乙に対して、そのいずれかを請求することができ、乙はこれに従う。この場合、解除が第82条、第84条、第85条又は第86条に基づくときは、甲がその費用相当額及び第 90 条第4項に定めるところの損害賠償額（損害賠償額については第82条又は第84条に基づくときに限る。）並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1年を365 日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第83条に基づくときは、乙がその費用相当額並びに第90条第1項及び第3項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第116条に基づく遅延利息を負担する。ただし、乙が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、甲は乙に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第83条による解除の場合は乙がこれを負担し、甲の求めるところに従って支払う。この場合、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができない。

3　本施設のうち維持管理・運営業務が着手されている部分がある場合、当該維持管理・運営業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第（3）号第2文を準用する。

第88条　（引渡日以降の解除の効力）

引渡日以降に第82条ないし第86条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、甲は、第46条に定めるところに従って引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有する。

2　前項の場合、甲は、本契約が解除された日から10日以内に本施設の現況を検査したうえ、本施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、乙に対してその修補を求めることができる。乙は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに甲に対してその旨を通知する。甲は、当該通知の受領後 10 日以内に修補の完了検査を行う。

3　前項の手続終了後、乙は、速やかに建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務を、甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとし、甲又は当該第三者が建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行う。 なお、乙は、甲が求めた場合には、甲が求めた日から 30 日以内に、甲が要求する水準を満たす、本施設の建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務を遂行する能力を有する引継事業者を確保した上で、甲に紹介するものとする。

4　前項の定めるところに従って、甲が建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務を引き継いだ後、甲及び乙は、次の各号に定めるところに従って、サービス対価を取り扱う。

(1) 本契約の解除が第 83 条の規定に基づくときは、甲は乙に対し、サービス対価のうち未

払いの既履行の業務に係る対価を、別紙3の定めるところに従い支払う。

(2) 本契約の解除が第82条又は第84条の規定に基づくときは、甲は乙に対し、サービス対価のうち未払いの既履行の業務に係る対価を、別紙3の定めるところに従い支払うとともに、第90条第4項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息（契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を、一括払い又は分割払いにより乙に対し支払う。

(3) 本契約の解除が第85条又は第86条の規定に基づくときは、甲は乙に対し、サービス対価のうち未払いの既履行の業務に係る対価を、別紙3の定めるところに従い支払うとともに、建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務を終了させるために要する費用を乙に対して支払う。

(4) 前各号の場合において、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務に係るサービス対価に関しては、実働ベースで精算して支払いを行う。

第89条　（解除に伴う措置）

本契約が解除された場合において、第75条の規定による前払金があったときは、乙は、第83条の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、解除日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第82条又は第84条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、本契約が解除され、かつ、第87条第1項第1号から第3号までの規定により合格部分のうち乙に所有権が帰属している部分の引渡しが行われる場合において、第75条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額を第87条第1項第5号の規定により定められた当該部分の評価額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第83条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、解除日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第82条又は第84条の規定による解除にあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3　乙は、本契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。ただし、甲が認めるものについてはこの限りではない。

4　前項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第83条の規定によるときは甲が定め、第82条又は第84条の規定によるときは乙が甲の意見を聴

いて定めるものとし、前項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

5　機械、器具、仮設物その他の物件（乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。機械、器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は、乙が負担する。

第 90 条　（違約金及び損害賠償）

第 83 条の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対し、設計・建設期間中の解除の場合はサービス対価 A 及び B の合計額の 100 分の 10 に相当する額、維持管理・運営期間中の解除の場合はサービス対価 C の 100 分の 10 に相当する額を、それぞれ違約金として甲の指定する期限までに支払う。ただし、解除が同条第 1 項第 9 号の事由に基づく場合は、解除時期にかかわらず、違約金の額は契約金額全体の 100 分の 20 相当額とする。また、解除が本事業以外の事由で基本協定第 6 条第 5 項第 3 号の事由が生じていたことが判明したことによる第 83 条第 1 項第 8 号の事由に基づく場合は、解除時期にかかわらず違約金の額は契約金額全体の 100 分の 3 相当額とする。なお、基本協定第 11 条に基づき違約金が支払われた場合には、その支払額を控除するものとする。

2　前項の場合において、第 7 条第 1 項ないし第 3 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供（甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結を含む。）が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金及び損害賠償に充当するとともに、甲が支払うべきサービス対価と相殺することができる。

3　第 83 条に基づく解除に起因して甲が被った損害額が本条第 1 項の違約金額及び既に履行期が到来している甲が支払うべきサービス対価を上回る場合、乙は、その差額を甲の請求するところに従って支払う。

4　第 82 条又は第 84 条の規定により本契約が解除された場合、甲は、当該解除により乙が被った合理的な範囲の損害額を、乙の請求するところに従って支払う。

5　乙は、第 83 条の規定に基づき本契約が解除されない場合であっても、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合若しくは債務の本旨に従った履行がなされない場合には、第 1 項に準じて違約金の支払及び損害賠償の責めを負うものとし、甲は、第 7 条第 1 項ないし第 3 項の規定により納付された契約保証金又はこれに代わる担保をもって、違約金等に充当するとともに、甲が支払うべきサービス対価と相殺し、なお不足があれば追徴することができるものとする。

6　破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人、民事再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された管財人又は再生債務者

がそれぞれ破産法第 53 条、会社更生法第 61 条、民事再生法第 49 条に基づき本契約を解除した場合についても、前項と同様とする。

第 91 条　（保全義務）

乙は、解除の通知がなされた日から第 87 条第 1 項による引渡し又は第 88 条第 3 項による維持管理・運営業務の引継ぎ完了のときまで、本施設（出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用負担において、保全措置（甲の下水道事業を継続するための本施設の運転継続を含む。）をとらなければならない。

第 92 条　（関係書類の引渡し等）

乙は、第 87 条第 1 項による引渡し又は第 88 条第 3　項に基づく建設期間中維持管理・運営業務又は維持管理・運営業務の引継ぎの完了と同時に、甲に対して、設計図書及び完成図書（ただし、既に乙が提出しているものを除く。また、本契約が本施設に係る維持管理・運営業務の開始前に解除された場合、図面等については乙が既に作成を完了しているものに限る。）その他本施設の整備及び修補に係る書類並びに本施設の維持管理・運営業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡す。

2　甲は、前項に基づき提出を受けた図書等を無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、乙は、甲による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとる。

第 93 条　（所有権の移転）

乙は、第 87 条第 1 項に基づき本施設又はその出来形の所有権を甲に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を甲に対して移転しなければならない。

以　上